

8月4日(木) 合同サロン

## 『みんなで交流会』は

コロナ感染症拡大防止のため **中止** とさせていただきます。

(状況を見て再度開催したいと考えています！)

## 手話教室

8月の手話教室は **お休み** です！

夏休み

次回は9月20日(火)です。元気でまたお会いしましょう(^^) /

ウイルス感染状況によってセンター事業を変更または中止する可能性があります。あらかじめご了承ください。

## 人権のために学ぶ同和教育講座(第3回、第4回)

## 第3回「ハンセン病差別とコロナ禍差別」

【日時】 8月20日(土) 13:30~15:30

【場所】 倉吉交流プラザ視聴覚ホール(市立図書館2階)

【講師】 内田 博文さん(国立ハンセン病資料館館長)

## 第4回「幸せな人生を創造する私の生き方 ~音楽と共に~」

【日時】 8月27日(土) 13:30~15:30

【場所】 倉吉交流プラザ視聴覚ホール(市立図書館2階)

【講師】 井谷 優太さん(サウンドクリエイター)

(詳細は倉吉市役所人権政策課へお問い合わせください。)

## ~困りごとや人権侵害 ひとりで悩まないで~

悩みごと、生活での困りごとはありませんか？  
ひとりで抱え込まずに、どんなことでもご相談  
ください。

差別落書き・差別発言などに遭遇しましたら、  
倉吉市人権政策課もしくは やまびこ人権文化  
センターにご連絡ください。

倉吉市役所人権政策課(電話 22-8130)

やまびこ人権文化センター(電話 28-4265)



## 人ある限り人権を

発行 やまびこ人権文化センター

住所 倉吉市中河原 772-6 電話・FAX 0858-28-4265

E-mail yamabiko@ncn-k.net



## 2022年度 小鴨小学校と西中学校の地区学習会はじまっています!!



## 地区学習会って何？

約50年前に、『十分な学力がつけられない』→『安定した就職ができない』という連鎖を断ち切るために、被差別部落住民の願いから始まりました。現社会でも未だに差別があります。

いざ差別に出会ったときに『自分にはどうすることもできないから』と諦めるのではなく、立ち向かえる力が必要です。現在の学習会では『いろいろなことが話し会える仲間づくり』『間違っていることに気づく力をつける』『将来に向けた学力をつける』ことを目標としています。社会に存在するあらゆる差別に誰もがいつ・どこで出会うのかわかりません。そんなとき逃げるのではなく立ち向かっていける力をつけてほしいという思い・願いを込めています。

言葉にして行動する・・・大人でも難しい事ですが、日々の積み重ねがいつか自分自身の大切な人・大切な物を守ることができる力になるはずです。日々の積み重ねが子どもたちや私たちのためになると信じて、いっしょに学んでいきます。

## 地区学習会1学期の取り組み

## 【小鴨小学校 学習会開講式】



今年1年の目標を発表しました。「調査活動に頑張りたい」「あいさつを大きな声でしたい」などの目標が聞かれました。

活動発表に向けた学習では、3・4年生は『地域の歴史』、6年生は『子どもの人権』について調べていくことにしました。初めて知ることに興味を持ち、もっともっと深く知りたいと思ってもらえるよう、大人もいっしょに学びながら取り組んでいきたいと思っています。

## 【西中学校 人権学習「部落差別って何？」】

学習の最初に「今、現在も差別があると思っていますか？」との問いに「あると思う」「見聞きしたことはありますか？」との問いには「ない」という返答でした。実際に差別に出会っていないことも背景にあると思いますが、身近で起きている様々な事に対しても疑問を持たずに生活しているのではないかと推測します。

人権学習や教科学習、仲間づくりを通して、差別に“気づく力”“行動する力”を身につける学習会にしたいと思います。



★コロナ感染対策(手指消毒・換気・マスク着用・人との距離)を行いながら実施しています☆

# アイヌ民族問題を知っていますか！

鳥取県に住む私たちは、アイヌ民族のことは遠い話題とと思っているのではないのでしょうか。アイヌ民族問題は、みんなが考えていかなければならない問題なのですが、アイヌ民族についてほとんど知らない人が多いと思われまます。

人権問題は知ることが重要です。学習していくことで見逃しているかもしれない人権侵害に気づくのです。



## アイヌの人たちの暮らし

アイヌの人たちは古来より、自然現象は神そのもの、動物・植物は神が仮装して人間世界に存在していると考えました。アイヌの人びとにとってすべての大地は命の源であり、四季をとおして山野、海、川での狩猟・漁労、植物採取などの労働によって生活が営まれていました。捕獲する動物や魚介類は生活に必要な量だけで、大地に感謝し自然の資源を大切にしてきました。

### 奪われた命の大地

ところが1869（明治2）年、明治新政府によって「北海道は日本の一部であり、土地は国の財産」とされました。それ以降、約200万人の和人（アイヌ民族以外の日本人）が北海道に移り住んでいます。

移住が始まると、政府により1872（明治5）年から、一人当たり10万坪（約333畓）の土地が本州から渡ってきた移住者（和人）に払い下げられていきました。

良質の土地が和人に分配され、残りの山林野は国有地とされました。そして1877（明治10）年には、アイヌの人たちの居住地も「国有地」に編入されてしまいました。政府はさらに分配を進めるため1897（明治30）年には、150万坪を限度に開墾した土地を無償で与えることにしたのです。

### 厳しくなる生活

アイヌの人びとの伝統的生活は狩猟や漁労に大きく依存していました。しかし、アイヌの人たちの食糧分として許されていた国有地での狩猟は、1889（明治22）年には鹿猟も含めて全面的に禁止されました。当時、エゾ鹿は鹿皮など安易な現金収入を求める和人によって、ピーク時の1875（明治8）年には7万6千頭が乱獲されるという状態で、明治中期にはほぼ絶滅に追い込まれる状態でした。アイヌ民族の主食であるサケの漁も1878（明治11）年以降、捕獲禁止の河川が次々と増えていきました。

アイヌの人たちが、山で鹿をとれば「密猟」、川でサケをとれば「密漁」、暖房や炊事に必要な薪を拾いに行けば「盗伐」とされる状態でした。こうしたなかで、伝統的な食事をはじめ多くの生活様式の日本化が強制されたのです。

### 北海道旧土人保護法（一部抜粋）

（明治32年3月2日法律第27号）

（ひらがな部分は、原文はカタカナ表記）

第一条 北海道旧土人にして農業に従事する者は又は従事せむと浴する者には一戸に付土地1万5千坪以内を限り無償下付することを得

第三条 第一条に依り下付したる土地にして其の下付の年より起算し15箇年を経るも尚開墾せざる部分は之を没収す

第七条 北海道旧土人の保護の為必要あるときは之に関する施設を為し又は施設を為す者に対し補助を為すことを得

※この法律は1997（平成9）年に廃止された

### 「北海道旧土人保護法」による差別

1899（明治32）年になって、アイヌの人たちに土地を与える「北海道旧土人保護法」が制定されました。しかし、この法律の名称自体がアイヌの人たちにとって屈辱的でした。また、この法律第一条で規定された「一戸に付き1万5千坪以内無償下付」の土地が、和人への譲渡10万坪に比べていかに差別的であったと思います。

その土地も、農地に適した土地はすでに和人に分配されていて、アイヌの人たちに与えられた土地の多くは、荒地や湿地、傾斜地などで農業には不向きでした。

# 鳥取県と深いかかわりがあるアイヌ民族問題



## アイヌ民族と鳥取県

明治維新以降、鳥取県をはじめ全国で約200万人の和人（アイヌ民族以外の日本人）が北海道に移り住んでいます。

釧路地方の地名には、「鳥取」という文字がたくさん使われています。鳥取県から多くの人々が釧路に移住し、土地を『開拓』していきました。しかし、そこは未開の地ではなく、アイヌの人たちの生活の場だったのです。北海道への移住がアイヌの人たちの暮らしに深く影響しているのです。

## 鳥取県の移住の歴史

「海岸に3～40の家が立ち並び、上の方にはアイヌの人たちの小さな草小屋が散点している。その余は目も届かぬ茫々とした野原で、年寄りのなかには声をあげて泣くものもあり、全く胸のつぶれるような気がした」。これは1884（明治17）年に鳥取から移住する第一陣が釧路に降り立ったときの記録です。

鳥取の地での困窮から抜け出すため、北海道に移住した人たちがどんな気持ちだったのかと問いを巡らすことができますが、考えなければならないことはその記録にある、アイヌの人たちの衣食住の源であった「茫々とした野原」や「散点しているアイヌの人たちの小さな草小屋」は、その後どうなったのでしょうか。

## アイヌ民族への厳しい差別

アイヌの人たちにとって命の源・狩猟場である山林野は、「未開拓地」とされて一方的に政府に奪われました。その土地は移住者に分配され、「大開発」の名のもとに自然破壊が推し進められました。これによって、アイヌの人たちの生活の場は狭められました。暖房や炊事に必要な薪の入手にも支障をきたすこともありました。

そして、それまでの伝統的狩猟や漁労手段も禁止され、無理やり農民化させる方策がとられました。しかし、アイヌの人たちに与えられた土地の多くは農業に向かない土地でした。その結果、農業に失敗して土地を没収された人たちが多くいました。

さらに、アイヌ語や風習・信仰が禁止されて、日本語や日本名が強要されました。その同化政策の一方で、学校や地域社会、就職や結婚の際には差別が平然と行われました。

## アイヌ民族に関する全国意識調査 2016年 内閣府実施

アイヌ民族への現在の差別や偏見についての問いに、アイヌの人たちの場合は72.1%が「あると思う」と答えたのに対して、国民全体を対象とした同様の質問では、「あると思う」が17.9%と低く、両者の間にかなり大きな意識の差が浮かびあがっています。

「差別や偏見があると思う」と答えた国民に、「あると思う理由」を尋ねたところ、「報道などを通じてアイヌの人びとが差別を受けているという話を聞いたことがある」「漠然と差別や偏見があるイメージがある」と答えた人が多くいました。

さらに見逃せないのが、差別や偏見があると思うと回答するアイヌの人たちのうち、実際に差別を受けたという割合は、36.6%でした。アイヌ民族に対する差別は、今現在も決して少なくはないのです。

## いろいろな文化が共に生きる社会に

長く続いた同化政策により、アイヌ民族の言葉や文化が禁止され、儀式や行事を行うことは少なくなってしまいました。しかし、1980年代から、いろいろな儀式、文化を再びよみがえらせ、伝統的な踊りや歌、アイヌ語などを受け継いでいこうと運動するアイヌの人たちが増えてきました。そこにアイヌ民族以外の人たちも加わって、その運動はさらに盛り上がるようになりました。

現在、このような活動ができるのは、アイヌの人たち

の生活や資源、文化が奪われ、差別と偏見にさらされながらも、長く苦しい時代を乗り越えて、伝統の文化を守ってきた先人がいることを忘れてはいけません。

日本を含め各国や地域には、さまざまな民族がいるのはごく自然なことです。そこに住む人たちが共に生き、仲良く、豊かにしていくには、それぞれの民族や地域の歴史と文化を『尊重し理解し合う』ことが大切です。

8月6日は「世界の先住民の国際デー」です